

介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への委託について

1. 現 状

- 介護予防支援業務（新予防給付のケアマネジメント）については、介護予防支援事業所としての地域包括支援センターにおいて実施することが基本であるが、その業務の一部については居宅介護支援事業所へ委託できることとなっている。
- 居宅介護支援事業所への委託については、要支援者と要介護者のケアマネジメントを分離した趣旨を踏まえ、
 - ①ケアマネジャー1人当たり8件を上限とすること
 - ②居宅介護支援事業所の介護報酬上の取扱件数の算定に当たっては、介護予防支援業務に係る受託を受けた場合には、当該件数に1/2を乗じて得た件数を含めて算定することとの取扱いとなっているところであるが、これについては、地域包括支援センターにおける体制整備の観点から、平成18年9月末日までの間は既存事業者に対しては適用しない旨の経過措置が講じられている。

2. 各市町村（地域包括支援センター）における状況

- 政令指定都市
～各市において体制整備のための準備が進められているが、年度途中での職員の採用や予算措置等が困難な面があることから、平成19年3月末までの6か月間、上記1の経過措置の延長を求める要望が上がっている。（別添）
- 地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会（平成18年6月9日）
～職員が新制度に習熟していないことに加え、年度途中での人材採用や予算措置は困難であること等にかんがみ、平成19年3月末までの6か月間の延長を求める要望が多かった。

3. 今後の対応について（案）

- 上記の各市町村における体制整備状況等を踏まえ、以下の取組みを行うことを条件として、平成19年3月末まで経過措置を延長する。
 - ・ 要支援者に係る認定更新が概ね一巡する平成19年3月末までの要支援者の見込み数及びその介護予防支援業務に必要な人員確保計画を各市町村において策定し、都道府県を通じて本年9月末までに取りまとめる。
- 併せて、離島へき地（特別地域加算の対象となる地域をいう。）について、委託に関する特例措置を講ずる。

※本件は、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の業務分担に係る事項であるため、経過措置の延長による財政影響はない。

介護予防支援業務の委託件数に係る
経過措置の延長に関する緊急要望書

平成18年6月27日

大都市介護保険担当課長会議

平成18年5月25日及び26日に、静岡市において大都市介護保険担当課長会議を開催し、今般の介護保険制度の改正を踏まえ、介護保険制度運営に関する課題等について協議を行った結果、緊急に対応が必要と考えられる事項について要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大都市介護保険担当課長会議

札幌市	保健福祉局保健福祉部介護保険課長	山和彦
仙台市	健康福祉局保険高齢部介護保険課長	南方順一郎
さいたま市	保健福祉局福祉部次長兼介護保険課長	大嶋恭一
千葉市	保健福祉局高齢障害部介護保険課長	西山孝夫
東京都	福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長	角田康一
川崎市	健康福祉局長寿社会部介護保険課長	鹿俣和氏
横浜市	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課長	杉本英和
静岡市	保健福祉局福祉部参与兼介護保険課長	成岡敏雄
名古屋市	健康福祉局高齢福祉部介護保険課長	富田哲生
京都市	保健福祉局長寿社会部介護保険課長	江口尚志
大阪市	健康福祉局高齢者施策部介護保険課長	中嶋紀子
堺市	健康福祉局福祉推進部介護保険課長	森下由放
神戸市	保健福祉局高齢福祉部介護保険課長	浜田宏樹
広島市	社会局介護保険課長	古川智之
北九州市	保健福祉局地域福祉部介護保険課長	奥野昌弘
福岡市	保健福祉局高齢者部介護保険課長	立石茂喜

介護予防支援業務の委託件数に係る経過措置の延長に関する 緊急要望書

今般、制度全般にわたり改正された介護保険制度について重要な役割を果たす地域包括支援センターに関し、その運営の現状を踏まえ議論を重ねた結果、円滑に制度を運営するために緊急に対応が求められる事案として下記のとおり要望します。

記

今般の介護保険制度の改正により、地域包括支援センターにおいて介護予防支援業務を実施することとなり、また、その業務の一部について指定居宅介護支援事業所に委託できることとされております。

一方、委託する場合については、受託した居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり8件の上限が設けられたことや、介護予防支援に係る介護報酬が居宅介護支援の半額以下に設定されたこと、居宅介護支援事業所が取扱件数を一定程度超過した場合の介護報酬の逡減制が導入されました。

これにより、地域包括支援センター自身による介護予防支援の実施を前提に、現在、地域包括支援センターの専門職を増員するなどの体制整備を鋭意進めているところです。

しかしながら、年度途中であることから、人員の確保や予算措置に大変苦慮しているところであり、現状のままでは、経過措置が終了する本年10月以降、介護予防ケアプランの作成に支障をきたすことが強く懸念されるところです。

つきましては、このような地域包括支援センターにおける介護予防支援の体制整備の実状等を考慮していただき、円滑な介護予防支援が実施できるよう、本年度末までの経過措置の延長を強く要望します。